

平成 28 年 度

砺波市財政健全化判断比率及び
砺波市資金不足比率に関する審査意見書

砺波市監査委員

監 第 52 号
平成29年8月22日

砺波市長 夏野 修 様

砺波市監査委員 佐野 勝隆

砺波市監査委員 川岸 勇

平成28年度砺波市財政健全化判断比率及び砺波市
資金不足比率に関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成28年度砺波市財政健全化判断比率及び砺波市資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

記

- 1 砺波市財政健全化判断比率審査意見書 別紙 1
- 2 砺波市資金不足比率審査意見書 別紙 2

平成28年度砺波市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成29年7月28日から平成29年8月7日まで

3 審査の概要

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された、下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

	健全化判断比率	平成28年度の比率	早期健全化基準
①	実質赤字比率	—	12.90
②	連結実質赤字比率	—	17.90
③	実質公債費比率	11.5	25.0
④	将来負担比率	48.5	350.0

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字額がないことを表している。

平成28年度砺波市資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成29年7月28日から平成29年8月7日まで

3 審査の概要

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された、下記会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

	会計名	平成28年度の比率
①	水道事業会計	—
②	工業用水道事業会計	—
③	病院事業会計	—
④	下水道事業特別会計	—

(注1) 「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

(注2) 経営健全化基準は、20%である。